

# 新潟大学教育学部附属新潟中学校 いじめ防止基本方針

文部科学省の基本方針を受け、「いじめ防止対策推進法」をもとに「学校及び学校の教職員の責務（第8条）」から、いじめ防止基本方針を策定する。

当校では、保護者・大学本部・関係機関と連携を図り、すべての生徒にとって「安心して安全な学校」「楽しい学校」となるよう全職員が全力で取り組むものとする。

## 1 いじめ防止に向けた基本方針

### (1) 基本理念

「いじめ」はどの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる深刻な人権侵害行為であることを強く認識する。生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築し、「いじめ」が発生した場合には、早期に解決できるよう、保護者・大学本部・関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。

### (2) いじめの定義

事案が次の4つの要件にすべて当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者ともに生徒である。
- ② 加害者と被害者が、一定の人間関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

### (3) いじめの理解

いじめの被害者・加害者については、固定化されたものではない。特に「暴力を伴わない見えにくいいじめ」については、多くの生徒が、あるときは被害者になり、またあるときは加害者になる等、入れ替わりながら被害も加害も発生する。

いじめが起こっているときには、被害者・加害者の二つの立場だけではなく、いじめをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」が存在することも多い。そこで、いじめの問題への対処や未然防止に努めるには、加害者にいじめをやめさせ、被害者・加害者の関係修復を行うだけでなく、観衆や傍観者も含め、集団の問題として扱うことも必要である。

いじめを「しない、させない、許さない」という雰囲気が集団に形成され、いじめを生まない人間関係、学校風土となることが、いじめの未然防止につながるものと考えている。

## 2 いじめ防止のために学校が実施すること

### (1) いじめの防止

- 多面的な生徒理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての生徒に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社

会性を育み、精神的、社会的な自立を目指す。また、上記の4視点を生かした授業づくりを通して、生徒の自律性と社会性の育成に努める。

- 分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切にする教育活動により、学級・学年・学校の風土をつくり、保護者との信頼関係や協力体制を構築する。
- いじめについての指導を年度初めに行うことで「いじめが重大な人権侵害行為であり、決して許されない」ということを生徒に確実に理解させるとともに、いじめを「しない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。
- いじめや差別につながる言動を見逃さず、聞き逃さず、決して許さないという姿勢で生徒に接することで、生徒の人権感覚を育成する。
- いじめの問題を題材とした道德の授業や、「いじめゼロ」「いじめ見逃しゼロ」を目指す生徒会の活動等、生徒が主体的にいじめの問題を考え議論したり、いじめの予防や解消に向けて取り組んだりする活動を積極的に進め、いじめ防止に向けた生徒の意識向上を図る。
- 教職員一人一人が、自身の発する言葉や振る舞いによっていじめが助長されたり、いじめが発生しやすい雰囲気をつくられたりしないように十分注意を払い、生徒が安心して生活できる環境作りに努める。特に、呼び捨てやあだ名で生徒を呼ばないようにしたり、「さん」付けを励行したりし、全教職員で統一を図る。
- 関係職員で毎日行う「打合会」、週1回行う「運営委員会」、全教職員で毎日行う「職員朝会」(火・水・木曜日は各学年毎)で、速やかに情報共有を図る。また、各学年部の生徒指導担当職員が中心となって、発生した生徒指導事案について、その日のうちに文書にまとめ、速報で管理職に報告すると共に、関係職員と情報を共有する。

## (2) いじめの早期発見

- 生徒をよく観る、話をよく聴く、寄り添う、かかわることはもちろん、毎日必ず笑顔で話しかけたり、名前を呼んだり、ほめたりすることを積み重ねることで、生徒との信頼関係を築く。
  - 日常の観察の他、生活ノート、アンケート調査「心の健康チェック」【月1回】、教育相談アンケート【年2回】等の活用、教育相談体制の充実、教師のこまめな記録の積み重ね等により、いじめの早期発見に努める。特に、「学級の居心地」項目については注視し、これを低評価する生徒には教育相談を行うことで、背景にある心情を深く探る。
  - 全教職員で生徒の様子を見取り、情報を収集、整理して共有し、組織的な対応に迅速につなぐ。くれぐれも、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断することや、教職員が一人だけで対応することによって情報共有が滞ることのないよう、複数での判断、組織での対応を徹底する。
  - いじめの発見のためのアンケート調査「心の健康チェック」については、早期に対応すべき事案への取組が遅れることがないようにするために、原則として調査実施日に記入内容を確認する。また、生徒が記入した用紙そのものを複数の教職員が確認することで、状況を適切に把握し、見過ごすことがないようにする。
- ※ 調査結果をさかのぼって確認できるよう、調査用紙(原本)は生徒が卒業する年

度末まで保管する。なお、調査結果をまとめた資料を別に作成し、生徒の卒業後5年間保存する。

- インターネットを通じた見えにくいいじめにも注意を払う。また、関係機関から情報が得られる体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。
- ※ 入学説明会や保護者会等の機会を利用して、保護者を対象としたインターネットトラブルに関する啓発活動に力を入れる。また、警察等の専門機関に要請し、事例に基づいた全校生徒対象の講演会を、年に1回以上は必ず実施する。さらに、学校だより等を通して、生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の利用について保護者の責任および監督の下で行われるよう要請する。
- 保護者からの相談や地域からの情報提供に丁寧に対応し、気になる情報についてはそのままとどめずに、生徒からの聴き取りやアンケートの実施等の必要な対応を行い、いじめの有無について確認する。

### (3) いじめへの対応

- いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その際、いじめを認知した教職員から、例えば学年主任や生徒指導主事を経て管理職に確実に報告をする校内体制を整える。それとともに、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、事案の全体像を把握する。なお、いじめが疑われる事案についても、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断するのではなく、複数の教職員によって判断する。
- いじめを受けた生徒に対して丁寧な聴き取りを行い、事実を明確にする。また、生徒の気持ちや意向に寄り添いながら対応を一緒に考えるとともに、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。
- ※ いじめを受けた生徒から、対処に向けて「まだ動かないでほしい」と依頼され、本人の気持ちを尊重するあまり対応が遅れることがある。見守りと問題の先送りを混同せず、本人を守り、「安心・安全」を保障しつつ、問題の解決に向けて迅速・適切に取り組む。
- 事実関係を明らかにするために、いじめを受けた生徒に加えていじめを行った生徒への聴き取りも丁寧に行う。また、必要に応じて周囲の生徒にも聴き取りを行う。
- いじめを認知した場合、いじめを受けた生徒やいじめを行った児童生徒の保護者に対して適切に事実を説明する。経過や今後の方針を丁寧に説明する。
- いじめを行った生徒に対しては、謝罪を急ぐあまり生徒の十分な反省を引き出さないまま安易な謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての自覚を促す。また、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとともに、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭への支援を継続する。
- ※ 聴き取りや指導により、いじめの状況がより深刻になることは絶対にあってはならない。いじめを行った生徒の思いを受け止めつつ、行った行為に対する責任の重さを自覚させ、「十分な反省」を引き出すことで、再発防止に努める。
- いじめへの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断す

る。「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、しかもいじめを受けた生徒の心の不安が完全に払拭された状態であると捉え、これらにわずかでも心配がある場合には「一定程度の解消」と捉えて関係の生徒への継続的な指導や支援，見守りを続ける。

※ 再発についての心配がないとする期間は3か月を目安とする。

### 3 いじめ防止対策のための校内組織

#### (1) 校内いじめ対応ミーティング

##### ① 設置目的及び構成

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処することを目的とする。構成メンバーは、管理職，生徒指導主事，いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の学級担任，学年主任，その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わるようにする。これにより，組織的な対応を効率的・実効的に行えるようにするとともに，最終的に全ての教職員がいじめの対応等に主体的にかかわるようにする。

##### ② 組織の役割

この組織は，学校がいじめの防止等，特にいじめの対処に取り組む際の中核として，日常的に機能させる組織となる。いじめが発生した場合，迅速に開催して組織的に次のことを行う。

- いじめの状況を組織として共有する。
- いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
- いじめの対処のための方針や方法を協議する。
- 生徒への指導を行う。
- 必要に応じて保護者へも説明する。
- 事案に関する記録を残す。

なお，いじめに関する情報は，「校内いじめ対応ミーティング」での共有にとどめず，職員会議や職員打合せ等の機会を利用して全ての教職員が共有するなどして，学校全体でいじめの問題に取り組む体制をつくる。

#### (2) いじめ対策委員会

##### ① 設置目的及び構成

いじめの防止等の課題に対して，それぞれの役割や専門性を発揮して，組織的・実効的に取り組むことを目的とする。構成メンバーは，管理職，教育相談担当，学年主任，学級担任，養護教諭，SCとする。

##### ② 組織の役割

この組織は，学校が組織的にいじめの防止等に取り組むに当たり，次のような役割を担う。

##### ア いじめの予防に関して

- 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正をす

る。

- いじめの相談や通報の窓口となる。
- 年に数回、定期的ないじめ対策委員会を開催する。

#### イ いじめが発生した場合

- いじめに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報を収集・記録し、共有する。
- 重大事態や重大な事案が発生した場合は、緊急会議を開いて、情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

### 4 重大事態への対処

#### (1) 基本方針

いじめは決して許されない行為であり、ましてやいじめによる重大事態は決して招いてはいけない事態である。しかしながら、万一、重大事態が発生した場合には、学校は次の方針の下、全力でその対処に尽力する。

- ① いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- ② いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
- ③ いじめを受けた生徒はもちろん、いじめを行った生徒に対してもその心情に十分寄り添って指導、支援する。

#### (2) 自殺につながる可能性がある場合の対応

生徒が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」(Tell：心配していることを伝える，Ask：自殺願望について尋ねる，Listen：気持ちを傾聴する，Keep safe：安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。

自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを、生徒の発する切実なサインとして重く受け止め、教育委員会へ一報を入れるとともに組織で迅速・適切に対応する。

いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する生徒への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

#### (3) 重大事態の発生と調査

重大事態の意味について 重大事態とは、生徒がいじめを受けたことにより、① 生徒が自殺を企図した場合 ② 身体に重大な傷害を負った場合 ③ 金品等に重大な被害を被った場合 ④ 精神性の疾患を発症した場合 ⑤ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、などの状況となったことをいう。なお、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、重大事態が発生したものとして扱う。

重大事態が発生した場合の初期対応 重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに大学本部及び教育委員会に報告し、大学本部及び教育委員会の指示のもと連携して対応する。

#### (4) 重大事態につながるおそれのある事案が発生した場合の初期対応

発生した段階では重大事態には当たらないものの、解消が図られない状況が続くと重大事態に発展するおそれがある事案については、予め大学本部及び教育委員会に事案の発生を報告するとともに、対応について協議する。

〔重大事態のおそれがある事案（例）〕

- ① 生徒がいじめによって学校に登校できない状況が発生し、いじめによる不登校重大事態のおそれがあると学校が判断した場合
- ② 一つ一つの事案はその都度解消が図られているように見えても、特定の生徒へのいじめが繰り返される場合
- ③ その他、厳密には重大事態に該当しないと判断されるものの、社会的な影響が大きく、生徒・保護者の状況が深刻な場合

#### （５）調査の目的及び調査組織

重大事態が発生した場合は、「事実を明確にする」ことを目的にいつ（いつ頃から）、誰が、どのようにかかわったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り多方面から情報収集し、整理することで、いじめの全体像を把握する。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。調査は学校若しくは大学本部及び教育委員会が主体となってい、調査結果の内容については、第三者機関が、不十分な点がないか、また公平性・中立性が保たれた調査結果となっているかなどの視点で協議する。

#### （６）事実関係を明らかにするための調査及び事後対応

##### ① いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめの状況をはじめとする事実について、いじめを受けた生徒からていねいに聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対してアンケートや聴き取り等による調査を行う。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。また、いじめを受けた生徒の保護者からも丁寧な聴き取りを行い、いじめの全体像の把握や生徒の状況の把握に努める。

##### ② いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

#### （７）調査結果の提供・いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

大学本部及び教育委員会または学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

#### （８）関係生徒及び保護者への対応

## ① いじめを受けた生徒及びその保護者への対応

当該生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活を送ることができるように支援する。具体的には、次のような対応や支援を行う。

- ・学級担任や養護教諭、ＳＣ等によって、心情を丁寧に傾聴する。
- ・いじめに係る事実関係を明らかにするため、聴き取りを丁寧に行う。
- ・いじめの解決に向けて、当該生徒の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ・安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。
- ・不安を取り除き、心の安定を確保するためにＳＣ等による心のケアを必要に応じて行う。
- ・医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て、医療機関の受診を勧める。また、当該生徒の保護者に対して次のような対応や支援を行う。
- ・学校の管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ・当該生徒が受けたいじめに係る事実や、生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- ・いじめの解決に向けて、保護者の意向をていねいに聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ・保護者自身が不安を抱いている場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングを勧める。

## ② いじめを行った生徒及びその保護者への対応

いじめを行った生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた生徒の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該生徒への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また、当該生徒の保護者に対しては、子どもの行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該生徒と共に認識させるとともに、解決に向けた道すじを示し、保護者の協力を求める。その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。

### 《参考資料》

文部科学省：「いじめの防止等のための基本的な方針」

新潟市：「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」

浪速高等学校・中学校：「いじめ防止基本方針」

# いじめの情報についての報告・対応の流れ

